

7 企物第 1 号

まちづくり協働加工施設備品購入仕様書

令和 7 年 8 月

井手町企画財政課

1. 件名 7 企物第 1 号 まちづくり協働加工施設備品購入
2. 購入機器について
 - ① 厨房機器一式（付属機器及び設置工事等含む）
 - ② 施設内への据付位置は、別紙図面を参照すること。規格（寸法）等は別紙「厨房機器仕様書」を参考にする。
3. 機器納入及び据付に関する機器仕様等について
 - ① 別紙「厨房機器仕様書」に掲載した調理機器の型式は参考品である。
 - ② 機器の選定、納入にあたっては、稼動後の維持（保守）管理がしやすいよう十分に配慮すること。
 - ③ 厨房機器の納入にあたっては、別紙「厨房機器仕様書」の品名、数量に基づき、仕様及び要件を参考のうえ、寸法、数値、仕様、能力等が同等以上ものを納入・据付・検査・試運転調整すること。
 - ④ 仕様書（別紙）に記載された製品以外の製品により応札を希望する場合は、同等品以上の仕様、品質、性能を有することを証明する資料（カタログ、製品図面、サンプル等）を期日までに提出し担当者の審査、承認を得ること。（製品の品質担保のためカタログ製品に限る。）
 - ⑤ 受注者の都合により機器寸法の変更や仕様変更などが生じる場合は、能力や性能を遵守した上で建物やスペースに影響しない範囲に限り、寸法の増減については協議することとし、本町の指示に従うこと。また、これに伴う建築工事、設備工事の追加工事に関わる費用は受注者側が負担すること。
 - ⑥ 配管、配線等の設備接続の必要な機器は、別途工事施工業者と調整の上、厨房機器の納入、据付を行うこと。また二次側の配管、配線の接続は厨房機器搬入業者が行う。
但し、厨房の機器 No. 1 のスチームコンベクションオーブンの電気接続に関しては別途工事施工業者にて行う。
 - ⑦ 一次側配管、配線の立ち上げ位置について、別途施工業者と協議し、厨房機器設置の際、不都合が生じないように立ち上げ位置の確認を行うこと。
 - ⑧ 本仕様書及び関係書類に記載していない事項でも構造上並びに機能上当然必要なことは、受注者の責任において本町の指示に従い施工すること。
4. 納入場所について
京都府綴喜郡井手町大字井手地内
施設名称：自然休養村管理センター まちづくり協働加工施設内

5. 納入、据付、試運転の期間について
施設等の工事内容、期間については、担当者と十分打合せの上、実施すること。
引渡完了は、令和8年3月31日とする。
(調整点検を終了し、厨房機器が稼動できる状態であること。)
また、納入後、供用開始までの間は試運転調整のための期間とする。
6. 納入据付について
 - ① 搬入の際には、床、壁等を傷めないように受注側で養生を行うこと。
 - ② 据付完了後、燃焼機器や高さ1.0m以上の機器については、作業性が失われることのない範囲で、耐震固定又は転倒防止金具を取り付けること。
 - ③ 運搬据付後の残材等は、受注者の負担において処分すること。
7. 試運転調整及び取扱説明について
 - ① 二次側配管、配線終了後、直ちに試運転調整を行うこと。
 - ② 試運転調整や取扱説明の日時、方法については、本町と協議のうえ決定すること。なお、詳細については本町の指示に従うこと。
 - ③ 試運転の際、故障、異常、製品のキズ等不具合を発見した場合には、受注者において速やかに対応すること。
 - ④ 受注者は、取扱説明日以外に使用開始後、一定期間（約2週間程度）作業に立会い指導すること。なお、立会いの期間及び期日は、別途、本町と協議すること。
8. 保証及びメンテナンスについて
 - ① 保証期間については、引渡から1年間とする。なお、保証期間中に納入機器等に不具合が生じた場合、ただちに現場で対応すること。
 - ② 万一、機器の能力、材料、製造及び据付の不備、製品の不良、工作上的粗雑等の原因で所定の性能を発揮しない場合には、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において点検整備、改造、その他修理又は交換を行うこと。
 - ③ メンテナンスに関しては、緊急時に1時間以内で駆けつける体制であること。また、外部に委託するサービス体制ではなく、受注業者が全ての厨房機器を修理対応出来る会社であること。
9. 提出書類について

下記の書類を2部提出すること。

(提出書類の詳細については、本町と協議のうえ決定する。)

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① 納入厨房機器の承諾図又はカタログ、仕様書等 | 契約締結後、速やかに |
| ② 備品納入工程表 | 契約締結後、速やかに |

10. 検収について

機器等納入後、本町立会いのもと検収を受け、下記の書類を2部提出すること。

(提出書類の詳細については、本町と協議のうえ決定する。)

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 納入作業写真 | 完成図書として製本 |
| ② 試運転調整報告書 | 完成図書として製本 |
| ③ 完成写真 | 完成図書として製本 |
| ④ 完成図面 | 完成図書として製本及び図面データCD |
| ⑤ 取扱説明書（日本語） | 完成図書として製本 |
| ⑥ 完成届 | 完成図書として製本 |
| ⑦ 保証書（各機器の保証書） | |
| ⑧ その他 | 指示による |

11. 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

12. その他

本仕様書及び関係書類に記載していない事項（法令に定めるものを除く）又は疑義が生じた事項については別途協議とし、本町に承認を申し出たうえで指示に従うこと。